

雄勝郡

也、和銅五年十月より當國に屬す、此事續日本紀に見へたり、

〔出羽國風土略記九雄勝郡〕河邊郡の南に有山を境とも、俗仙北といふ、仙北の事愚考第一卷に之るす、雄勝は元一ヶ村の名也、義經記、康平元年、軍の事を引侍る條下に、源氏續せめ給ひしかば、おか見へたり、經記大全に

〔續日本紀十一武〕天平五年十二月己未、出羽柵遷置於秋田村高清水岡、又於雄勝村建郡居民焉、

〔續日本紀三十七桓武〕延曆二年六月丙午朔、出羽國言、寶龜十一年、雄勝平鹿二郡百姓爲賊所略、各失本業、彫弊已甚、更建郡府、招集散民、雖給口田、未得休息、因茲不堪備進、調庸望請、蒙給優復、將息弊民、勅給復三年、

平鹿郡

〔出羽國風土略記九平鹿郡〕河邊郡の東、雄勝の下に在て、秋田河の水上なり、和名抄に國府あり、平鹿郡行程四十七日、下二十四日云々、三代實錄國府在出羽郡といふ事、第一卷に記す、和名抄の趣誤也、延喜式二十四卷、出羽國行程上四十七日、下二十四日、海路五十日と有、是出羽府よりの行程といふ、上下の日數不同の事は、上には東海道、下には北國と定めけるにや、海路五十二日と有は、船路の日和を待て日數を經る故成べし、和爾雅、出羽國名所の内に、平鹿とあり、又國名風土記に、平鹿鷹と有、國史を見るに、當國に官人を置れし事度々なれども、當郡にも官人の居館有て、名を負ひし所と見えたり、庄内物語に、田河郡大山城主武藤家代々田河飽海平鹿の三郡を領すと有、田河飽海を領せられし事は、誰も能知る事也、平鹿郡を領せられし事は未考、

山本郡  
仙北郡

〔續日本紀二十二淳仁〕天平寶字三年九月己丑、始置出羽國雄勝平鹿二郡、玉野○中等驛家、  
〔出羽國風土略記九山本郡〕秋田郡の東北に有、○中上古は淳代郡の内成べし、地理を見るに、當郡は高岳山によれり、故に山本郡といふ成べし、

〔出羽國風土略記九仙北郡〕村數百七十二ヶ村、當郡に馬蛭嶽とて高山有、土人鬼住山といふ、